

# 学校いじめ防止等のための基本的な方針

令和3年(2021年)4月

長野県松本美須々ヶ丘高等学校

## 目 次

	ページ
I いじめ防止等の対策のための基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 はじめに	
2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方	
3 いじめ問題の理解・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1) いじめの定義	
(2) いじめの様態	
(3) いじめの認知・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(4) いじめの背景と生徒の気持ち	
II いじめ防止等のための取組み・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1 いじめ対策委員会の位置づけ	
2 いじめ防止等の取組・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(1) いじめの未然防止・早期発見の取組	
① 生徒の活動を支援してのいじめの未然防止の取組	
② いじめの早期発見の取組・・・・・・・・・・・・・・・・	8
③ 学校の取組に対する評価・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(2) いじめが起きたときの対応・・・・・・・・・・・・・・・・	10
① いじめ対応の基本的な流れ	
② いじめ発生時の具体的な手順及び配慮事項・・・・・・・・	11
(3) ネット上のいじめへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(4) 重大事態発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(5) いじめ防止等の取組の年間計画・・・・・・・・・・・・・・・・	22

# 学校いじめ防止等のための基本的な方針

長野県松本美須ヶ丘高等学校

## I いじめ防止等の対策ための基本的な方針

### 1 はじめに

本校は「真・善・美」と「自由・平等・博愛」を雪の結晶として表象した校章をもち、謙虚で友愛に満ちた「みすずの心」を謳う校歌は私たちの目指すべき崇高な理念を示している。教育目標のひとつでもある「自主・自律の精神及び豊かな情操・知性の育成」は本校の校風の血脈となって流れ、生徒と共に作成した「生徒心得」や生徒会が制定した「美須ヶ丘憲法」にその精神は生かされている。重点目標に掲げる「いじめや体罰のない安心安全な学校づくり」「異なる他者や多様な立場を理解できる多角的視野と品格を育む。」の実践として、人権が尊重される環境づくり・人間関係づくり・生活習慣づくり・学習活動づくりを推進している。

本校の教職員が「いじめは絶対に許さない」という意識を持ち、一丸となっていじめの未然防止、早期発見・早期解決のための取り組みを積極的に行い、いじめの根絶を図るため、ここに基本方針を作成し、役割と責任を自覚し、適切な対応ができる機能集団を目指す。

### 2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの未然防止

集団の中では、生徒同士のトラブルは起こる可能性があるものである。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての生徒を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方への転換が欠かせない。すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

- ・ 生徒に「いじめは決して許されない」ことの意味を理解を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・ 生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。
- ・ いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

#### (2) いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつことが欠かせない。また、一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。

### (3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

### (4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが欠かせない。日頃から生徒に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で生徒と多くの大人が接するような取組を大切にする。

いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

## 3 いじめ問題の理解

### (1) いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（「いじめ防止対策推進法」平成25年法律第71号）

「一定の人的関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。

### (2) いじめの様態

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### (3) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って特定の教員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(法第 22 条に規定)を活用して複数の教員で行うことを原則とする。

そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

#### 《配慮事項》

- ・ 本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- ・ 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対し、適切に指導する。
- ・ 行為を行った生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- ・ いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

### (4) いじめの背景と生徒の気持ち

いじめ問題を理解するために、生徒の育ち、生徒を取巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取るようにする。そうすることで、いじめ問題の対応への示唆が得られたり、日常的な未然防止にもつながる。

#### ア いじめの背景

- ・ 直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。(地域社会)
- ・ 心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躰が十分になされていなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。(家庭)
- ・ 生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。(学校)

また、生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことすらある。

## イ いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、意識的かつ集会的に行われるため、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが同じ学級の生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが欠かせない。

## ウ いじめる生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、①過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする、②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

# II いじめの防止等のための取組み

## 1 いじめ対策委員会の位置づけ

### (1) 構成員

教頭・教務主任・生活指導主任・各学年主任・教育相談係・養護教諭・スクールカウンセラーでいじめ対策委員会を構成する。

### (2) 役割

- 学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価
  - ・学校の基本方針に基づく取組の計画的な実施をし、取組状況を確認する。
  - ・取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
  - ・学校生活アンケートを各学期の初めに行い、取組の見直しを行う。
- 学校のいじめ防止等の情報の家庭や地域への発信
  - ・学校基本方針の家庭や地域への発信を行う。
  - ・取組の状況や成果、「評価アンケート」などについても情報発信する。
- いじめの早期発見、早期対応
  - ・個別相談や相談窓口寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。
  - ・早期発見の情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
  - ・いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性を決定する。
- 教職員の意識啓発
  - ・学校の基本方針の全職員の共通理解を図る。
  - ・いじめ問題に対する研修会を企画する。

## 2 いじめ防止等の取組

### (1) いじめの未然防止・早期発見の取組

#### ① 生徒の活動を支援してのいじめの未然防止の取組

##### ア 支え合う学年学級経営を充実させる

- ・学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
- ・学級活動、学級行事など生徒が気持ちを一つにして取組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。
- ・生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級づくりを行う。
- ・一人一人の存在する場があり、自己有用感や充実感を感じられる集団作りを目指し、さみしい思いをする生徒を出さない学級づくりを行う。
- ・生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- ・学級集団が目指す目標の具現に向けて、全体が向上心を持った雰囲気づくりを行う。
- ・基本的な生活習慣、正義感、倫理観の高い学級づくりを行う。
- ・担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもってすすめる。

##### イ 授業中における生徒指導の充実

- ・「自己存在感」、「共感的人間関係」、「自己決定の場面」をキーワードに授業作りを行い、生徒が主体的にかかわり、安心して自分の考えや意見を出せるようにする。
- ・三観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を重視した「わかる授業」「楽しい授業」を展開し、確実な学習内容の定着を心がける。
- ・グループ学習等学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、生徒が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。
- ・「学習の約束」等、授業中のルールを明確にし、規律のある学習環境づくりを行い、すべての生徒が安心して学習できるようにする。
- ・わかる授業を展開するとともに、一人一人が活躍できる場づくりを進める。
- ・長期欠席者への気配りをする。
- ・授業場面で教師の意図と違う動きや作業をしている生徒や、答えを間違えた生徒への接し方に配慮する。

##### ウ よりよい学校生活を送るための指導

- ・思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
- ・被害者も加害者も、また保護者もいかに辛い思いをするかを「命の尊厳」と合わせ、生徒に訴える。
- ・学校全体で人権教育に取り組む行事を企画し、教科内容によってはいじめを題材に授業の展開を工夫し、いじめが卑劣な行為であることや人の心を深く傷つけていく行為であること、さらに、いじめを許さない態度を養う。
- ・豊かな情操や道徳心を育み、相手の存在を尊重する気持ちを育て、思いやりをもてるような心の教育（道徳・人権教育）の充実を日頃より図る。

- ・ 生徒一人一人が輝く場として、達成感や成就感・感動、人間関係の深化が得られる学校行事等を企画・実施し、友人関係の構築、集団づくり、社会性の育成などを高める。
- ・ 担任と教科担当者は、生徒の欠席・遅刻・早退の理由や事情、日数（回数）情報を交換・共有し、保護者との連携を密にすることで、生徒の身体的・精神的な状況を把握し、サポートしていく。
- ・ 部活動では、先輩後輩等の望ましい人間関係のあり方について、日常の実践を通して体得できるよう指導・援助していき、やりがいのある場を構築していく。
- ・ 生徒会活動では、自主性をもたせるよう指導・援助していくことで、自分たちの学校生活を自らの力で向上させようという意識や目的をもたせる。
- ・ 進路指導において、順を追って具体化させ、将来に向け今何を頑張ればよいかを考えさせることによって、充実した高校生活が送れるよう援助する。
- ・ 生徒が挑戦することで、自己肯定感や達成感、感動、人間関係の深化が得られる行事を計画し、生徒が主体的に取り組めるように支援する。
- ・ 異学年交流や学校種間交流、地域と連携した行事等を通して、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったり、生き方にあこがれをもったりできるようにする。

#### エ 「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知

- ・ 年度当初に学校要覧や学校便り等で「いじめは絶対に許さない」学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等を保護者や地域に発信するとともに、全校集会やPTAの会合、地区懇談会等を活用して周知を図る。
- ・ 人権教育強調月間などを年間計画に位置づけ、授業参観や学年PTAを開催し、保護者とともに、いじめ問題への取組みを考え合う機会をもつ。
- ・ 生徒や保護者向けに情報モラル研修を行う。

#### オ 生徒の主体的活動の活用

- ・ 生徒による自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動への支援を行う。
- ・ 主体的に参加し、よりよい学校生活にするために、生徒自身が発案し、協力して成し遂げるよろこびを体得できるよう支援する。
- ・ 生徒が、自分たちの問題として、いじめの未然防止や問題解決に取り組めるように、自発的・自治的活動を促す。

#### カ 職員の意識向上と研修

- ・ いじめの未然防止や情報モラルに関する校内研修会を行う。
- ・ 授業の規律を定めるとともに、生徒の思いや考えを受容し、安心して学習できる教室づくりを行う。
- ・ 教師自身が人権感覚をもって生徒と接する。

## ② いじめの早期発見の取組

### ア 日常活動を通じた早期発見



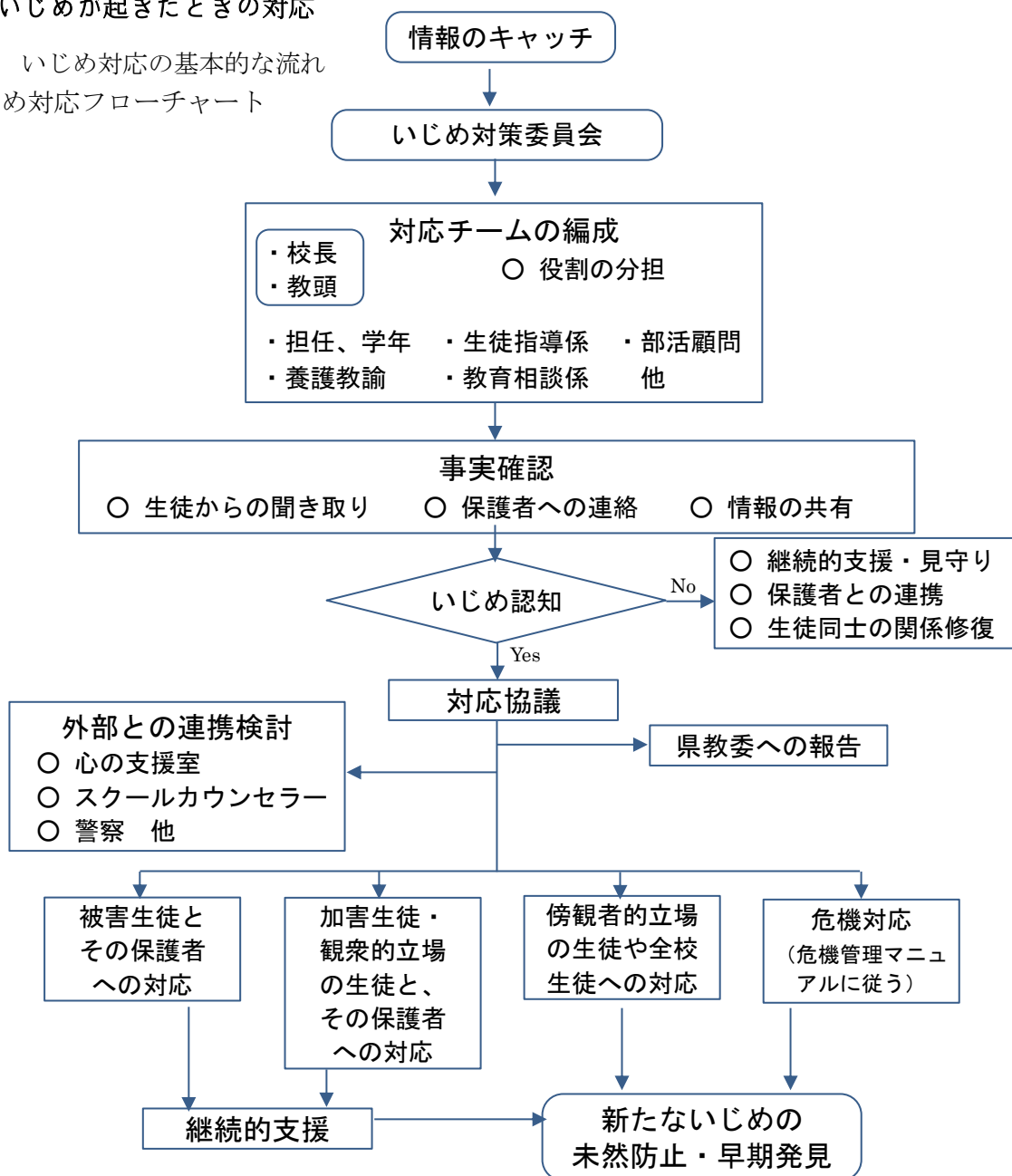
- ・ 教師が生徒とともに過ごす時間を確保し、生徒の表情を観察したり、声かけをしたりする。
  - ・ 日記やレポート等を通して、生徒の気持ちの変化を把握したり、心に寄り添ったりする。
- イ 早期発見のための体制づくり
- ・ 全教職員は、校長のリーダーシップのもと、学校の基本方針に基づき、生徒たちが前向きで積極的な明るい学校生活が送れるよう、健全な学校づくりをめざす。
  - ・ 教員として、いじめに対する基本的資質の向上に努める。そのためには校内研修にとどまらず、校外での研修にも積極的に参加し、専門性を高める努力をする。
  - ・ 教職員は、人権感覚を磨き、生徒の個性を大切に、将来につながる子どもたちの見本であることを強く自覚する。
  - ・ 週一回、定期的にかかれる学年会において、つねに生徒状況の報告を行い、細かな生徒の動きについても注視し、状況の分析を行う。いじめにつながりそうな動向が少しでもみられれば、学年全体で克明な情報収集に努めるとともに、いじめ対策委員会に報告する。
  - ・ 生徒相談室に生徒相談係が常駐し、生徒が気軽に個別相談に来られるような体制を整える。いじめにつながるような様子が少しでもみられれば、該当学年で調査するとともに、いじめ対策委員会へ報告する。
  - ・ 生活指導部は、全校生徒に「いじめアンケート」を計画的に一斉実施し、気になる指摘があれば、該当学年で調査するとともに、いじめ対策委員会へ報告する。
  - ・ 養護教諭は、保健室で生徒の様子を観察するとともに、個別相談に応じ、悩みを聞くことに努める。その中にいじめにつながりそうな事例があれば、早急に該当学年で調査するとともに、いじめ対策委員会へ報告する。
  - ・ 学級担任、生徒相談係、養護教諭は、カウンセラーによる相談を受ける機会があることを生徒や家庭に周知する。
  - ・ 特別支援コーディネーターは、特別支援の必要な生徒の動向に注視し、いじめにつながるような様相が生じていないか、担任と連絡をとりながらつねに気を配る。些細なことでも、気になる事例があるときは、該当学年で調査するとともに、いじめ対策委員会へ報告する。
  - ・ 学期の始まりになどに面接週間や教育相談日を位置づけるなど、日頃より面接を実施する。
  - ・ いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく「いじめの防止等の対策のための組織」等と情報を共有し、適切に判断するための「報告・連絡・相談」の体制を明らかにしておく。
  - ・ 家庭に対してアンケートやチェックリストを活用するなどして早期発見のための協力を得る。

### ③ 学校の取組に対する評価

- ・ 「いじめアンケート」「学校生活アンケート」を活用し学校の状況や生徒や保護者の意識を把握する。
- ・ 年度間のいじめ認知件数の推移や上記データをもとに、いじめ未然防止・早期発見の取組を検証し、評価したものを家庭や地域に公表するなどし、以降の取組に生かす。

## (2) いじめが起きたときの対応

- ① いじめ対応の基本的な流れ  
いじめ対応フローチャート



### ア いじめ対応マニュアルの充実の視点

- 「いじめの防止等の対策のための組織」が組織的な対応の中心となるように見直す。
- 一致したぶれない支援・指導のために、支援・指導方針の検討、判断の場面を位置づける。
- 具体的な対応をするために、「だれが、何を、どのように、いつまでに」などを事案に応じて決めだす。
- 「全体像の把握（事実確認）」、「いじめられた生徒、保護者への支援」、「いじめた生徒への指導と保護者への助言」、「いじめが起きた集団への指導」などの段階の支援・指導のポイントを示しておく。
- 学校の設置者（教育委員会）や関係機関（警察、児童相談所等）への報告や連携体制を整えておく。

## イ 支援・指導のポイント

### (ア) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けた場合には、一人で判断したり、抱え込んだりせず、必ず誰かに相談する。速やかに「いじめ対策委員会」に集約する。

### (イ) 全体像の把握（事実確認）→指導体制は「いじめ対策委員会」が決定する。

- ・ 関係職員を含む「いじめ対策委員会」の職員が分担して速やかに関係児童生徒から、事実と気持ちを正確に聴き取る。
- ・ 事実関係が明らかになったら迅速に保護者に事実関係を伝え、連携して必要な支援・指導を行う。

### (ウ) いじめられた児童生徒又は保護者への支援

- ・ 「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝え、うえで気持ちに寄り添った親身な支援をする。
- ・ 安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を整える配慮を行う。※一時的な保健室や相談室での学習、いじめた生徒を別室で指導や出席停止制度活用の検討

### (エ) いじめた児童生徒への指導と保護者への助言

- ・ いじめを完全にやめさせたうえで、「いじめは許されない」という毅然とした態度で指導する。
- ・ 問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返り、心に落ちるような指導を行う。
- ・ いじめた生徒の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。

### (オ) いじめが起きた集団への指導

- ・ いじめを見ていた、知っていた生徒には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
- ・ はやし立てたりして同調していた生徒には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- ・ 集団全体が「いじめをなくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

## ② いじめ発生時の具体的な手順および配慮事項

### ア いじめ情報のキャッチと報告

- ・ いじめが疑われる言動を目撃、生徒や保護者からの訴え、アンケートから発見、同僚からの情報提供など、いじめの情報をつかんだら、直ちに生徒指導主事・学年主任・教頭へ報告する
- ・ 独断で判断し解決を焦らないことが肝要である。必ず報告し、組織で対処する。

### イ 事実の正確な把握

- ・ いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
- ・ 聴取は、被害者→周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者）→加害者の順に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

- 関係した生徒から事実の確認
  - ・ 5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうした）をする。
- 関係した生徒が複数の場合は、別々の部屋で行う。
- いじめられている生徒や、周囲の生徒からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
- 生徒指導主事等が、それぞれの情報を整理し、一致しない点があれば担当者に、どこの部分を再度確認するのかを指示する。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 事実の確認は生徒指導主事等の指示で同時に終わるようにする。その後、関係の生徒を集めての事実の確認や指導を行う場合もある。
- 必要に応じて、保護者に連絡する。特に、関係の生徒の帰宅時間が遅くなる場合は、家庭への連絡を行い、保護者の了承を得る。
- 聴取を終えた後は、当該生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

ウ いじめ対策委員会を招集し、対応方針・役割分担を決定

- (1) いじめ対策委員会を招集
- (2) 情報の整理
  - ・ いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴について情報を共有する。
- (3) 対応方針の決定
  - ・ 緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
  - ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- (4) 役割分担
  - ・ 被害者からの事情聴取と支援担当
  - ・ 加害者からの事情聴取と指導担当
  - ・ 周囲の生徒と全体への指導担当
  - ・ 保護者への対応担当
  - ・ 関係機関への対応担当

エ 緊急職員会

- ・ 情報を共有し、経緯や疑問点の整理と確認を行い、多くの目で幅広い観点をもって対応する。
- ・ 指導方針の共通理解と確認を行う。」
- ・ 役割分担を確認し、校内の取組および支援体制を全体で取れるようにしていく。

オ いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

- (1) 被害者（いじめられた生徒）への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた生徒の味方になる。
- 保護者との連携をはかる。
- 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

**【事実の確認】**

- 担任を中心に、生徒が話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

**【支援】**

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教える。
- ▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。
- ▲早急な直接対決をさせることは絶対行わない。

**【経過観察】**

- 生活記録の交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう学校生活での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。
- グループ（班）替え、座席替え、別室登校も視野に入れる。
- 心に深い傷を負うなど、深刻な被害がある場合は、スクールカウンセラーなどと連携を図る。
- いじめにかかわった生徒との関係については、本人の意向を尊重し、時間をかけて人間関係の修復に努める。
- 学級活動、授業中、休み時間等において、いじめを受けた生徒の態度や様子に注意し、教職員間で情報交換を密にし、定期的に協議する。

**(2) 加害者（いじめた生徒）への対応****【基本的な姿勢】**

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

**【事実の確認】**

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

**【指導】**

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。
- いじめによって、相手をどれほど苦しめたかについて、いじめられている生徒の心の痛みを共感させる。
- いじめは、いじめられている生徒の基本的な人権を侵害するだけでなく、自らの生き方や在り方を見失わせる重大な行為であることを理解させる。

- なぜいじめたかを問い詰めるよりも、いじめをするようになった理由や、いじめでしか自分を表現できなかった生徒の気持ちを引き出す。
- いじめは、いかなる理由があっても、決して許される行為ではないことを理解させる。
- 自らいじめた相手と話し合える場を設定し、本人から謝罪させる。

**【経過観察等】**

- 面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動、クラブ活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。
- 思いやりの心や規範意識の育成を目指し、人間としてとるべき行動について考えさせるように継続的に指導する。
- 学習活動、生徒会活動、部活動、または、校内外での諸活動等をとおして、本人の所属意識や自己有用感を高める。
- 教職員が生徒と積極的に人間関係をつくるように努めるとともに、いじめている生徒に対して豊かな人間性と互いに支え合っていく姿勢を育成する。

(3) 周囲の生徒への対応

**【基本的な指導】**

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

**【事実確認】**

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

**【指導】**

- いじめはいつでも、誰にでも、起こることを踏まえ、いじめられている生徒の心の苦しみを理解させる。
- はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為は、いじめているのと同じだということを理解させる。
- 自分がいじめられている立場だったらどんな気持ちになるかについて、いじめられている子どもの心の痛みに共感させることをとおして考えさせる。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

**【経過観察等】**

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。
- なぜ止められなかったのか、なぜ見て見ぬふりをしてしまったのか等、正義ある行動ができなかった自分を見つめることができるよう指導する。

- 自分が標的になることを恐れるあまり、いじめを止めさせることができない場合もあることから、止める手立て等を具体的に示しながら指導する。
- 学級全体として、いじめのない学校生活にするために自分が果たすべき役割を明確にし、行動させる。

#### カ 保護者への対応

##### (1) いじめられている生徒の保護者<複数で・直接>

- ・いじめの事実を正確に伝え、保護者の心情を十分に理解するとともに、学校の指導方針を説明し「生徒を守る」という姿勢のもとで信頼関係を作る
- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を伝える。
- ・保護者の怒り、不安、悲しみ等を真剣に受け止めるとともに、学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝える。
- ・いじている生徒や、その他の周辺の生徒にどんな指導を行ったかを伝え、生徒が安心して学校生活を送れるような具体的な改善策を説明する。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から生徒の様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ・自己防衛的な発言、被害者の痛みにも共感を示さない発言、いじめられた方にも原因があったなどの発言等、不用意な発言をしない。

##### (2) いじている生徒の保護者

- ・いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る
- ・事情聴取後、生徒を送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。
- ・相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・いじめられている生徒の苦しみや辛さを理解してもらい、心から謝罪することが大切であることの理解を促す。
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・いじめはどんな理由であれ絶対に許されないことを説明する。一方、いじめの行為そのものは憎んでも、いじている子どもを憎むのではないという認識で話をする。
- ・保護者の心情（怒り・情けなさ・自責の念・不安等）を受け止め、共感し、共に生徒を育てていく姿勢で話す。また、家庭への協力事項は、具体的に話す。
- ・家庭でも、ただ叱るだけではなく、いじめでしか自己表現できなかった自己の在り方を克服するために励ましてもらいたい旨を伝える。
- ・事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

(3) 保護者との日常的な連携

- ・年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

キ 保護者会の開催（必要に応じて）

(1) 保護者会の開催が必要な場合

- ・一人の生徒を長期にわたって学級の多くの子どもがいじめており、学級全体の意識を変える必要がある場合
- ・金品の要求や暴力など、いじめに伴う問題行動が学級全体に不安やおそれを感じさせ、深刻な影響を不えている場合
- ・いじめることを面白がる感情が学級全体に広がっている場合
- ・保護者の間で、いじめをめぐる情報が事実とは異なる内容で広がり、共通理解を得る必要がある場合

(2) 説明する内容

- ・いじめの概要と事実経過
- ・解決にむけて学校として指導してきた経緯等
- ・今後の指導方針
- ・保護者への依頼事項等

(3) 保護者に協力を依頼すること

- ・いじめについて子どもと話合う機会を持つ
- ・子どもの内面の変化や人間関係について一層気を配るように依頼する。
- ・子ども自身を見つめさせたり、生き方を考えさせたりして、子どものよりよい成長を促すように依頼する。
- ・「いじめは決して許されない」という認識を学校と家庭が協力して育てていくよう、保護者の理解を得る。

(4) 保護者会を開催する上での留意事項

- ・実施の時期を見極め、関係した生徒の保護者への対応を十分に行い、学校の解決策に理解が得られたことを見極める。
- ・P T A 役員に経過を理解した上で、今後の計画を考える。
- ・関係した子どもの保護者に、事前に会のねらいを説明しておく。
- ・保護者会のねらいは、いじめに対して事実を正しく把握し、生徒への必要な支援を学校と家庭が協力して行うことにあることを説明し、理解を図る。
- ・校長や教頭、生徒指導担当者、学年など複数の教職員で組織的に対応する。場合によっては、P T A 会長等の同席を求め、今後の取組にP T A との連携をお願いする。

ク 報道機関への対応

(1) 窓口の一本化

- ・情報の公開内容が錯綜しないためにも、学校長が主体性をもって説明する。



- ・報道機関が教職員や生徒に接触があった場合、速やかに学校長・教頭に連絡をする。憶測や推測で発言をしない。
- ・電話や飛び込み取材による接触、または来校によって取材依頼があった場合は、校長は県教育委員会へ報告をする。

(2) 取材の方法と人権及び個人のプライバシーを守る

- ・取材の内容・時間・場所を確認し、テレビであれば取材時間、新聞・雑誌であれば掲載日を確認する。
- ・内容や公開の方法によって、生徒が混乱を起こさないことと、人権・個人のプライバシーが守られるかを確認する。

(3) 取材または記者会見

- ・県教育委員会へ報告するとともに、教職員へ連絡をする。場合により、保護者へも連絡をする。
- ・校長は、誠意をもって事実を伝える。言えないことは「言えない」とはっきり理由をつけて説明し、現時点で判明している事実を伝える。
- ・意見や感想を求められた時は、慎重に対応し、感情的にならず、また誤解や曲解を生むような先走った内容にならないよう、聞かれたことの事実のみを的確に答える。
- ・個人のプライバシーに十分に配慮する。

(4) 事後対応

- ・報道された内容を吟味し、県教育委員会と連携を密にし、教職員とも情報を共有し現状を把握する。また新たな事態が発生していないか確認・検討・対応する。
- ・場合により、全校生徒やPTA役員・保護者、地域への説明を行い、問題解決に向けて理解と協力を得る。
- ・新たな事実が判明し次第、公表する。

ケ スクールカウンセラーとの連携

(1) 情報交換

- ・例えば養護教諭であるとか、SCとの窓口を固定化した上で、事案に直接関係する教職員とともに経緯を説明し、状況把握をする。
- ・被害生徒の側に立った親身の対応を行う。

(2) 心理的ケアの実施

- ・被害生徒のつらい気持ちを理解し、精神的な支えとなるようにする。
- ・SCとの面談が、不安を取り除き、前向きな気持ちになれるような時間となるようにする。心を開くことのできる「居場所」の一つとする。
- ・被害生徒の保護者にも心理的ケアを行うとともに、相談に乗れる場所作りをしていく。
- ・状況により、加害側の生徒・保護者の精神的なケアが必要なこともあるので、声掛けをしながら心の内面を理解するように努める。

コ 全校生徒への説明と対応（状況により、学年の生徒または学級の生徒の単位で対応する）

(1) 概要説明

・人権や個人のプライバシーに十分配慮して、必要なことのみ概要・経緯を伝える。

(2) 学校としての指導方針

・解決にむけて今後の指導方針を伝えるとともに、動揺を鎮めることを意識する。

(3) 規範意識を育てる

・「いじめは決して許されることではない」という認識をもたせる。

・学校側も「いじめは絶対に許さない」という姿勢を強く持っていることを伝える。

### (3) ネット上のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生リスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備しておく。

- ・未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して啓発をする。
- ・生徒間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

#### ネットいじめにはどのようなものがあるか

《掲示板・ブログ・SNSでの「ネット上のいじめ」》

- 掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
- 電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
- 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。

《メールでの「ネット上のいじめ」》

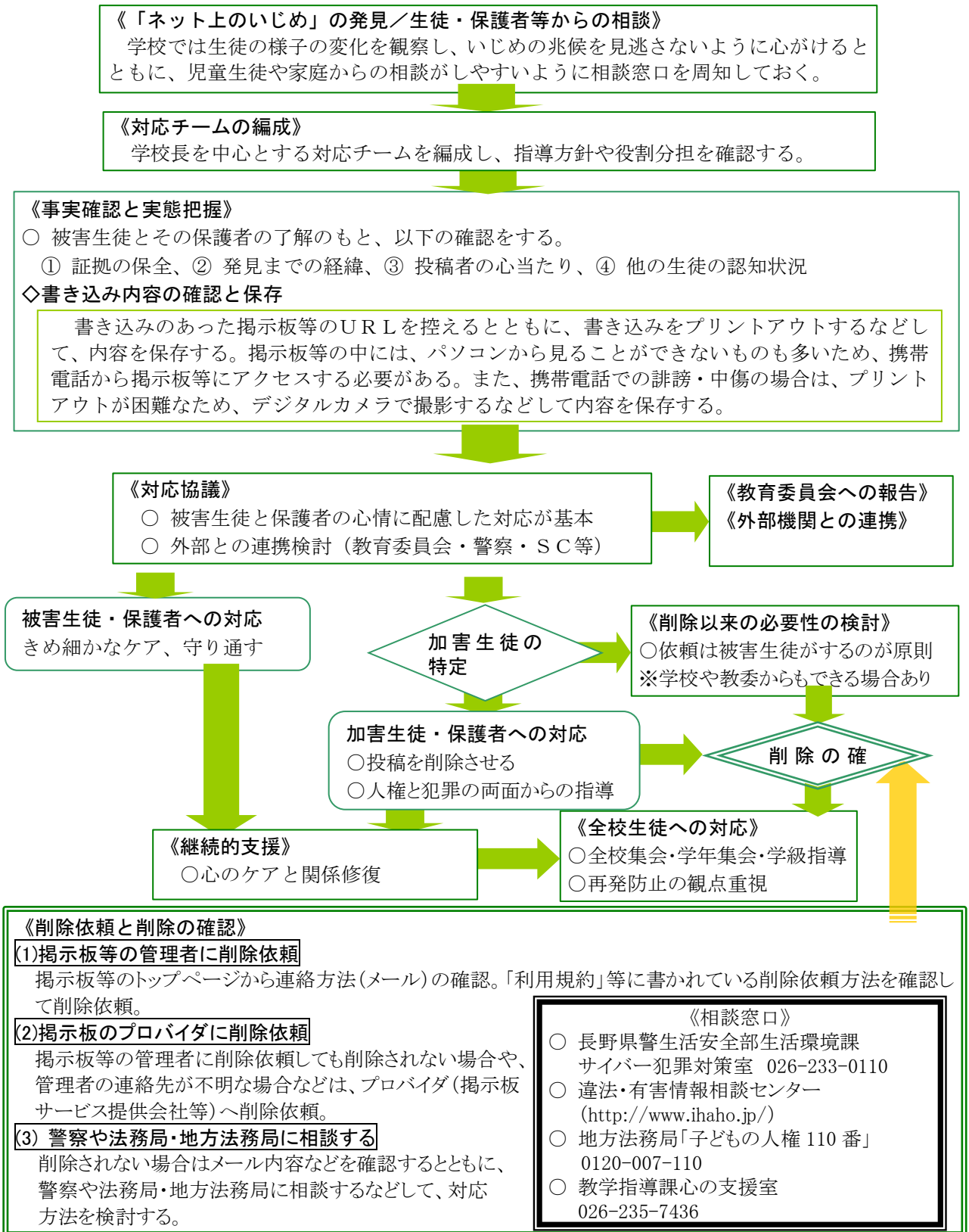
- 誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。
- 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
- 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。
- グループ内で特定の子どもに対して、仲間はずししたり、悪口や不適切な画像を送りあったりする。



#### ネットいじめの特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

【ネット上のいじめへの対応手順】フロー



#### (4) 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ※ 「いじめにより」とは、上記の児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、「児童生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。
- ※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

##### ア 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する

##### イ 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核とした「危機対応チーム（危機管理委員会）」を立ち上げる。
- ・ 関係生徒保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

##### ウ 事実関係を明確にするための調査を行う

速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

#### (7) 調査委員会の設置

学校は速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。

- ・ 「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
- ・ 調査の母体は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、事態の性質に応じて専門家を加える。
- ・ その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

(イ) 組織の構成

- ・ 公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。

エ 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(ア) いじめられた児童生徒からの聴き取り

- ・ いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

オ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

カ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

- ・ いじめられた児童生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・ 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ 質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

キ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(5) いじめ防止等の取組の年間計画

通年		保健教育相談部生徒相談室と保健室での相談体制整備 毎日のホームルーム 学年会……毎週月曜日の放課後
4月	上旬	年度当初の特別支援情報の交換 家庭向け「いじめ対応」リーフレットの配布 「生徒心得」「年度当初にあたって」の確認（学年合同HR）
	中旬	二者面談 クラブ結成式 生活安全講話（スマートフォン・インターネット・交通安全）
	下旬	P T A 総会 学年 P T A 学級 P T A
5月	上旬	
	中旬	生活実態調査 いじめの未然防止のための校内研修会 特別支援教育研修会
	下旬	
6月	上旬	
	中旬	中高連絡会
	下旬	学校生活アンケート（いじめ・体罰等）
7月	上旬	
	中旬	
	下旬	保護者懇談会（三者面談）
8月		

9月	上旬	
	中旬	
	下旬	
10月	上旬	
	中旬	生徒会改選 人権講演会
	下旬	
11月	上旬	いじめの未然防止のための学習会
	中旬	全校人権学習
	下旬	いじめアンケート
12月	上旬	
	中旬	
	下旬	保護者懇談会（三者面談）
1月		進路指導部との面談 ～2月末日までかけて
2月		
3月		中高連絡会＜入学予定者に関して情報交換＞